

# 令和2年度 事業報告書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

公益財団法人共用品推進機構

**令和2年度事業計画書**  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

**公益目的事業**

**【事業の趣旨】**

共用品・共用サービス（高齢者・障害のある人々等日常生活に不便さのある者に対しても利用しやすいよう配慮された製品及びサービスをいう。以下同じ。）の調査研究を行うとともに、共用品・共用サービスの標準化の推進及び、共用品・共用サービスの普及啓発を図ることにより、製品及びサービスの利便性を向上させ、高齢者・障害のある人々を含めた全ての人たちが暮らしやすい社会基盤づくりの支援を行うことを目的とする。

**【事業の内容】**

**1. 共用品・共用サービスに関する調査研究**

より多くの人々が、暮らしやすい社会となるために必要な事項を、ニーズ把握、製品・サービス・システムに関する配慮・考慮点の基準及び普及に関しての調査・研究プロジェクトを設置して行った。

**(1) 障害児・者／高齢者等のニーズ把握システムの構築・検証**

令和2年度は、製品・サービス・システムに対して、障害児・者、高齢者のニーズを把握、確認するためのアンケート調査、ヒヤリング、モニタリング調査を実施し、製品・サービス・システム供給者と需要者が連携できる仕組みを検証した。

**① 障害児・者／高齢者等の日常生活環境における不便さ等の実態把握(調査方法)の構築検証・実施**

令和2年度は、「地域における良かったこと調査」を、全国に広げる準備として、平成30年度から令和元年度まで行った「地域における良かったこと調査」(杉並区・練馬区・千代田区)を参考に、東京以外の地域(沖縄県、岡山市)において「良かったこと調査」を実施した。

- 1) 沖縄県における良かったこと調査
- 2) 岡山市における良かったこと調査
- 3) コロナ禍における不便さ・ニーズ調査
- 4) 民生委員に向けた意識調査
- 5) 新型コロナウイルス感染症による生活・移動への影響調査

**② 共創システム及びモニタリング調査システムの構築・検証**

令和2年度は、令和元年度までに行ってきた共用品モニタリング調査を基に、障害当事者団体・高齢者団体等と連携し、関係業界、関係機関(業界団体、企業、公的機関等)が共用品・共用サービス・共用システムに関するモニタリング調査を簡易に実施するための支援システムを試行し、更にこの支援システムを恒常化するために必要な事項の分析を行い、合理的且つ有効なモニタリングの実施方法を検証した。

- 1) コロナ禍におけるオンラインによるニーズヒヤリング調査
- 2) スポーツセンターにおけるアクセシビリティの検証
- 3) 公園におけるアクセシビリティの検証

**(2) 共用品市場調査の実施**

令和2年度は、令和元年度にまでに実施してきた共用品市場規模調査及び手法に関しての分析を引き続き行い、調査対象の範囲並びに、今後共用品を普及するために必要な事項の課題抽

出を行いながら共用品市場規模調査を実施した。

また、共用サービスにおける市場規模の調査の可能性を検討した。

## **2. 共用品・共用サービスに関する標準化の推進**

アクセシブルデザイン（高齢者・障害者配慮設計指針）の日本工業規格（JIS）及び国際規格（ISO）の作成を行う。また、その作成に資するため、国内外の高齢者・障害者配慮の規格に繋がるための調査・研究・検証を行った。

### **（1）規格作成**

#### **①アクセシブルデザイン（高齢者・障害者配慮設計指針）国際規格の作成及び調査・研究**

令和2年度は、令和元年度までに行ってきたISO（国際標準化機構）/TC173（感覚機能に障害のある人が使用する福祉機器）及びTC159（人間工学）に、新規規格作成の調整と共に提案を行った。その結果、TC173/SC7に提案したニーズ調査に関する案件が承認された。

i. AD使用性評価、ii. 視覚障害者用取説、iii. 共通設計指針等に関してTC173/SC7のメンバーとコミュニケーションを強化し、提案説明を行った。

#### **②アクセシブルデザイン（高齢者・障害者配慮設計指針）JIS原案作成及び調査・研究**

令和2度は、アクセシブルデザインの共通基盤規格、デザイン要素規格のJIS原案作成における全体像の検証及び整理を行った。また、日常生活における不便さ・便利さ調査の標準化に向けた作業を行った。

#### **③共用サービス（アクセシブルサービス）の国内標準化に向けた調査・研究**

令和元年7月に日本工業標準化法が改正され日本産業標準化法となり、日本工業規格は日本産業規格に名称が変更された。法律の改正に伴い、サービスに関する標準化が可能となったため、共用サービス（アクセシブルサービス）に関する規格作成に向けて、職場、店舗、消費者窓口、医療、公共施設、イベント等の共用サービスに関する既存のガイドライン及び各種ニーズ調査等を整理分析し、開発すべき共用サービスの共通並びに個別規格の体系図を作成し、アクセシブルサービス（共用サービス）規格（JIS）の作成作業を行った。

### **（2）関連機関実施の高齢者・障害者配慮設計指針規格作成及び調査研究に関する協力**

令和2年度は、アクセシブルデザイン（高齢者・障害者配慮設計指針）に関係する調査・研究並びに規格作成を行っている機関と連携し、アクセシブルデザイン標準化（住宅設備機器等）への協力を行った。

## **3. 共用品・共用サービスに関する普及及び啓発**

開発・販売・市場化された共用品・共用サービス・共用システムを広く普及させるため、データベース、展示会、講座、市場規模調査、国際連携等、令和元年度までに実践してきた事項を基に普及及び啓発の方法について検討を行った。

### **（1）共用品普及のための共用品データベース作成・維持・発展**

令和2年度は、令和元年度までに行ってきた障害のある人や多くの消費者が使いやすく検索しやすい共用品のデータベースの検討結果を基に、データベースを構築し、試行の準備を行った。データベース構築の際には、令和元年度までに作成した高齢者・障害者配慮設計指針の日

本工業規格（JIS）、ISO/IECガイド71、関係業界の高齢者・障害者配慮基準等、関係機関と協議し作成した共用品（＝アクセシブルデザイン）共通基準（素案）を基に作成した共用品の使用性評価制度を基に検証した。

## （２）共用品・共用サービス展示会の実施

令和２年度は、平成２２年度に作成した「高齢者・障害者配慮の展示会ガイド」を活用する展示会主催者と共に、非対面における展示会における高齢者・障害者配慮の実践方法について検討を行った。また、対面における共用品の展示に関しては、展示会を実施しより多くの人たちに共用品及び共用品の考え方の普及を継続して行う予定で準備を進めたが、コロナ禍により展示会・イベントは中止となった。その代替として、国際福祉機器展が運営するWebサイトで「コロナ禍におけるアクセシブルな製品」のタイトルのもと８アイテムを紹介した。

## （３）共用品・共用サービスに関する講座等の実施・検証

令和２年度は、令和元年度までに実施してきた共用品・共用サービスに関する講座に関して①対象（企業、業界団体、アクセシブルデザイン推進協議会＝ADC）、一般市民、就学前の子供～大学院生等ごとに、②伝える事項（コンテンツ）、視覚的ツール（共用品のサンプル、PPT、ビデオ等）、配布資料等を用意し、講座を実施する。更には、より多くの機関で、共用品講座を行えるような仕組みを構築し継続して検証した。また、平成２９年１月１日に発足した共用品研究所と、共用品に関する研究の情報共有を図り「共用品講座（全３回）をオンラインにて実施した。

## （４）施設における共用サービス・共用品の普及・啓発

令和２年度は、令和元年度までに実施してきた施設における共用サービスの普及事業を、各種施設で継続して実施した。

## （５）国内外の高齢者・障害者、難病等関連機関との連携

令和２年度は、国内外の関連機関と連携をし、各種情報を共有し、共用品・共用サービスの普及を図った。（アクセシブルデザイン推進協議会等）

## （６）障害当事者等のニーズの収集

令和２年度では、令和元年度までに実施してきた障害のある人達を対象としたアイデアを継続して収集し、障害のある人たちのニーズを把握し、アイデアを通して共用品の重要性を深め普及を促進した。

## （７）共用品・共用サービスに関する情報の収集及び提供

本財団の活動や収集した関係情報を掲載した機関誌、電子メール、ウェブサイト、各種媒体などで情報を継続的に提供した。不便さ調査報告書の冊子を希望者に実費配布し、個人・法人への啓発を行った。

令和２年度は、令和元年度までに収集した資料、情報を整理してより多くの人達に情報提供すると共に、新たに入手する情報に関しては、内容、体裁、発行頻度を再検討し、より効果的な形で配信を行った。

配信した情報は、項目ごとに整理し今後の共用品・共用サービスに関するあるべき姿を検討するために分析を行い、各委員会等の資料として提供し、更にウェブサイトにも共用品推進機構の活動や共用品情報を掲載し広く活動を知らせた。共用品の研究調査の情報収集は、共用品研

究所並びにオンラインE&Cと連動して行った。

#### **4. その他**

##### **(1) 理事会・評議員会**

理事会は書面審議にて2回、評議員会は書面審議にて1回行った。

##### **(2) 賛助会員**

令和元年度の法人賛助会員39社（令和2年3月1日現在）から、40社（令和3年3月31日）社になった。

令和元年度の個人賛助会員は65人（令和2年3月1日現在）から、62人（令和3年3月31日）になった。

##### **【公表方法】**

1～4の事業の成果については、印刷物の作成、頒布、電子メールやウェブサイトでの情報公開、またはセミナーの開催等を行い、広く社会一般に公表した。

##### **【財源】**

いずれも、基本財産運用益、賛助会費、事業収益、補助金を財源とした。